栃木県有機農業推進計画 (3期計画)

令和3(2021)年3月 栃木県農政部

目 次

1 はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(1) 3期計画策定の趣旨	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(2) 計画の位置付け	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(3) 計画の期間	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2 有機農業の現状と課題							_	_	4
	Ī	•	Ī	Ī		•	•	•	4
(1) 有機農業の現状	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(2) 有機農業者の現状と意向	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(3)消費者の意識	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(4) 市町の意向	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(5) 有機農業の推進に向けた課題	•	•	•	•	•	•	•	•	7
3 有機農業の推進に向けた目標と施策	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(1) 国際水準の有機農業に取り組みやすい環境づくり	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(2) 有機食品の流通・販売への支援	•	•	•	•	•	•	•	•	9
(3) 有機農業に対する消費者等の理解促進	•	•	•	•	•	•	•	•	9
A MANA HARA									
4 推進体制	•	•	•	•	•	•	•	•	10
5 参考資料		•					•		11
(1) 有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)		•	•		•	•	•	•	11
(2) 有機農業の推進に関する基本的な方針(令和2(2020)年4月	30) F	∃)						14

*有機農業とは(「有機農業の推進に関する法律」より)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業を言います。

*国際水準の有機農業とは(「有機農業の推進に関する基本的な方針」より)

コーデックス委員会(食品の国際規格を定める機関)が国際的に定めるガイドラインに準拠して各国で行われている有機農業と同等性が認められている「有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)」に定められた取組水準の有機農業を言います。なお、認証の取得の有無は問いません。

1 はじめに

(1) 3期計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するもの(有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。))です。

さらに、近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものです。

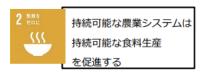
本県では、これまで、有機農業推進法及び「有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)」に基づき、「栃木県有機農業推進計画(2期計画)」を策定し、有機農業の取組面積拡大を基本目標に、有機農業に取り組みやすい環境づくりや、技術の開発と普及、有機農産物等の流通・販売への支援、有機農業に対する消費者等の理解促進に取り組んできました。

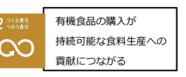
その結果、県内における有機農業の取組は増加傾向を示していますが、安定して有機 農産物を生産できる技術習得や販路の確保等の課題が多く、取組面積は未だ少ない状況 にあります。

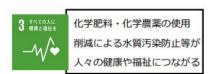
また、有機農業により生産される農産物やその加工品(以下「有機食品」という。)の市場が国内外で拡大する中、国内において高い競争力を持ち、国際的な需要に応えられる、「国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機 JASに定められた取組水準(以下「国際水準」という。)」の取組が求められますが、この取組は、現状では一部の生産者に限られています。

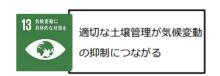
そこで、令和2(2020)年4月に国が新たに公表した基本方針に追加された「国際水準の有機農業の取組」を推進することにより、有機農業者の取組の発展を支援するとともに、消費者等に対し有機農業が有する自然循環機能増進等の機能とその価値についての情報発信を強化することにより本県産有機食品の消費拡大を図るため、3期計画を策定するものです。

(参考) IFOAM(国際有機農業運動連盟)による有機農業とSDGsの関係

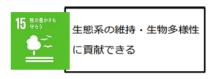












(2)計画の位置付け

この計画は、本県における有機農業推進の基本的方向性とその実現に向けての具体的施策を明らかにするものであり、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づく「都道府県有機農業推進計画」として位置付けています。

なお、この計画の推進にあたっては、栃木県農業振興計画等の関連計画や、市町その 他関連団体等の自主的な取組等との連携を図りながら進めるものとします。

*「有機農業推進法」第7条第1項

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画 (次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(3)計画の期間

この計画の期間は、栃木県農業振興計画との整合性を図るため、令和 3 (2021)年度から令和 7 (2025)年度の 5 年間とします。

ただし、有機農業を取り巻く情勢の変化や施策の進捗状況等により、必要に応じて、 随時見直すこととします。

*有機農産物とは(「日本農林規格等に関する法律(JAS法)」より)

有機農産物の日本農林規格(有機 J A S 規格)の基準に従って生産された農産物を言います。この基準に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、認証された事業者のみが、「有機 J A S マーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができます。認証を受けていない農産物や有機 J A S マークを付していない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。

*「有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)」(抜粋)

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

(生産の方法についての基準)

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ・は種又は植付け前2年以上(多年生の植物から収穫される農産物にあっては最初の収穫前3年以上)使用禁止資材を使用しないこと。
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

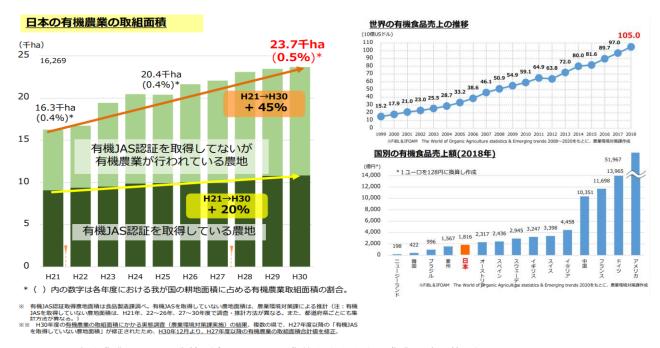
有機JASマーク

2 有機農業の現状と課題

(1) 有機農業の現状

国内の有機農業の取組面積は、平成 21(2009)年から平成 30(2018)年の間に 45%増加、 そのうち有機 JAS認証を取得している農地は 20%増加しています。

世界の有機食品売上は増加し続けており、平成 30 (2018) 年では約 1,050 億ドル (約 11.6 兆円/1 ドル=110 円) と 10 年間で倍増しています。日本は中国に次いでアジア 2 位、世界では 13 番目の有機食品市場規模となっています。



※有機農業をめぐる事情(令和2年9月農林水産省生産局農業環境対策課)から

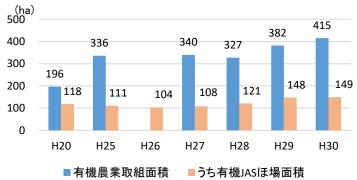
本県の有機農業の取組面積は、平成 31 (2019) 年 3 月末時点で 415ha となっており、2 期計画(目標年度:令和2(2020)年度)における目標面積 600ha には至っていません(達成率 69%)が、平成 25 (2013)年と比べて約 24%増加しました。また、有機 J A S ほ場面積

は、平成 25(2013)年と比べて約 34% 増加しました。

有機農業取組面積の経営耕地面積 (農業センサス)に対する割合は約 0.4%であり、全国の0.5%と比較する とやや低い数字となっています。

平成 30(2018)年の1戸当たり取組 面積(県内平均)は、水稲や麦・豆類 では約2ha、野菜では約1haであり、 水稲や麦・豆類で1戸当たり取組面積 の拡大傾向が見られます。

県内の有機農業の取組面積の推移 (ha)



※有機農業取組面積:経営技術課調べ

(平成26年度調査データなし)

※有機JASほ場面積:農林水産省食料産業局食品製造課調べ

(2) 有機農業者の現状と意向

経営規模や技術習得に対する意向

- ・経営規模は現状維持が約5割、規模を拡大したいが約4割。
- ・規模拡大するために必要な取組としては、販売先の開拓、労働力の確保、新たな栽培は場の確保、安定して栽培できる技術、の順で回答。
- ・安定して有機農産物を生産できる技術習得のために必要な取組としては、栽培技術 に関する講演会・研修会への参加、有識者や先進農家から指導を受ける、が多数。
- ・現状維持又は規模縮小の理由としては、年齢、労働力によるもの、が多数。

販路開拓に必要な取組

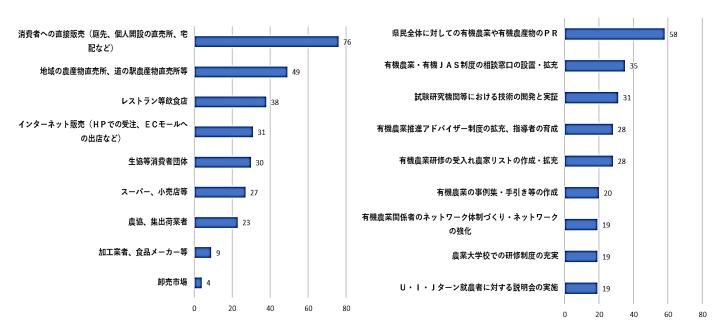
- ・有機食品の販売先(販売方法)としては、消費者への直接販売(庭先、個人開設の 直売所、宅配など)が最も多いものの、農産物直売所、飲食店をはじめ、多岐にわ たっている。
- ・販売先を開拓するために必要な取組としては、有機農産物を紹介するための情報発 信、実需者のニーズの把握、が多数。

有機農業の取組増加のために必要な取組

- ・有機農業の取組増加のために必要な取組としては、県民全体に対しての有機農業や 有機農産物のPRとの回答が最多。次いで、有機農業・有機JAS制度の相談窓口 の設置・拡充、有機農業推進アドバイザー制度の拡充や指導者の育成など、相談体 制の充実に対する回答が多い。
- ・消費者の有機農業への理解や有機食品の購買促進のために必要な取組としては、有機食品の学校給食への利用促進が最多。

有機農産物・加工品の販売先(販売方法)(複数回答:人)

有機農業の取組増加に向けて必要な取組(複数回答:人)



※令和 2(2020)年 12 月アンケート調査結果(経営技術課調べ) (n=118)

(3)消費者の意識

有機農業への理解

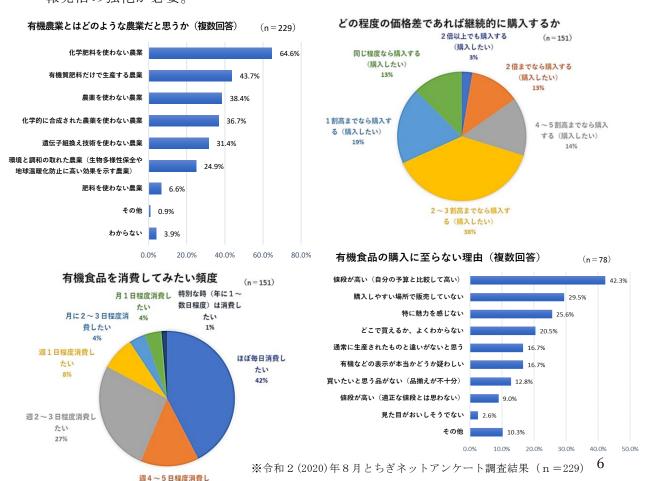
- ・「化学肥料を使わない農業」の理解は高いものの、「有機質肥料だけで生産する農業」、 「農薬を使わない農業」の回答も多く、理解があいまいな状況。
- ・「環境と調和の取れた農業」との回答は25%程度であり、さらなる理解促進が必要。

有機食品の利用意向

- ・有機食品を普段購入している消費者は約3割、購入したい消費者は約4割。
- ・有機食品を普段購入している又は購入したいと回答した消費者のうち約7割が、上限はあるものの慣行栽培農産物等と比較して価格が高くても継続的に購入する(購入したい)と回答。
- ・有機食品を普段購入している又は購入したいと回答した消費者のうち、5割以上が現在週1日程度以上有機食品を消費。また、9割以上が週1日程度以上有機食品を消費してみたいと回答しており、今後の需要の増加が見込まれる。
- ・有機食品を学校給食に取り入れることについては、「有機農産物にかかわらず、地場 農産物の利用率を上げて欲しい」が約4割。また、給食費の上昇を抑えられるので あれば有機食品を学校給食に取り入れて欲しい意向。

有機食品の購入に至らない理由

・自分の予算と比較して値段が高いが約4割、購入しやすい場所で販売していないが約3割、どこで買えるかよくわからないが約2割(複数回答)。販売店舗の拡大や情報発信の強化が必要。



(4) 市町の意向(県内25市町)

有機農業の推進に対する市町の意向は、輸出の項目を除き、3~4割の市町が実施又は 検討の意向。

- ①有機農業の推進により地域活性化を図る考えがある: 7市町
- ②有機農産物等の輸出について、実施したい又は検討したい:2市町
- ③有機農産物等の安定供給体制の構築について、実施したい又は検討したい:7市町
- ④有機農地確保・集約化の取組について、実施したい又は検討したい:8市町
- ⑤有機農産物等の学校給食利用について、実施済み:4市町、実施したい又は検討したい:6市町 ※令和2(2020)年11月アンケート調査結果(経営技術課調べ)

(5) 有機農業の推進に向けた課題

生産段階における課題

- ・有機農業の取組は増加しているものの、さらなる取組の増加を図るためには、安定 して有機農産物を生産できる技術の習得や販路・ほ場・労働力の確保等を図る必要 があります。
- ・今後需要の増加が見込まれる有機食品市場における優位性を高めるため、国内での 競争力が高く、国際的な需要に応えられる、国際水準の有機農業への取組発展を進 める必要があります。

流通・販売段階における課題

- ・有機農業者の販路開拓に係る負担が大きいため、新たな販路開拓に向けた支援を行 う必要があります。
- ・消費者や実需者が容易に有機食品を入手できるような情報発信を行う必要があります。

消費段階における課題

・有機農業が有する自然循環機能増進等の機能とその価値に対する消費者等の理解が 未だ十分ではないことから、有機食品が適正に評価され、積極的な利用に繋がるよ う、有機農業に対する消費者等の理解促進を図る必要があります。

3 有機農業の推進に向けた目標と施策

【基本目標】

○国際水準の有機農業の取組推進

有機農業者や有機農業を展開する団体等の主体的な取組への支援を基本とし、既存の 有機農業者や新たに有機農業に取り組もうとする者が国際水準の有機農業に取り組み やすい環境づくりや、有機食品の販路拡大に向けた取組への支援を行います。

〇消費者等の理解促進

有機農業が有する自然循環機能増進等の機能に係る情報発信を強化し、消費者等に対して有機農業の持つ価値の理解促進を図ることにより、有機食品の需要を喚起します。

【推進目標】

国際水準の有機農業取組面積*1 現状 371ha(H31.3 末時点) →目標 550ha(R8.3 末) *1 有機 JAS ほ場面積+環境直払交付金における有機農業の取組面積(重複あり)

【取組目標】

- ・有機農業指導者(有機農業推進アドバイザー*2・有機農業指導員*3)数 延べ45人
- ・国産有機サポーターズ*4登録店舗数 延べ30店舗
- ·情報提供件数 10件以上/年

(1) 国際水準の有機農業に取り組みやすい環境づくり

有機農業推進アドバイザー活用による技術支援の強化

- ・有機農業推進アドバイザー登録数の拡大を図ります。
- ・有機農業推進アドバイザーの協力を得て、有機農業(志向)者向け講習や研修等、 技術習得の場の提供に努めます。
- ・有機農業者のネットワークによる情報交換の場づくりを推進します。

有機農業指導員の育成による国際水準の有機農業等に係る相談体制の整備

- ・有機農業指導員養成研修を開催し、各農業振興事務所に国際水準の有機農業について助言できる指導員を配置します。
- ・市町・農業団体職員等向け講習を開催するなど、相談体制の強化に努めます。
- ・有機農業に係る相談体制等情報を関係機関・団体で共有し連携した支援に努めます。

国際水準の有機農業に係る制度・技術・事例等情報の集約及び提供

- ・有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークへの参画等により、国際水準の有機農業に係る制度・技術・事例等情報を収集し、県ホームページやSNS(Facebook等)を活用して情報発信します。
- ・有機農業に必要な種苗や資材等に係る情報の提供に努めます。
- ・環境保全型農業直接支払制度や有機農業推進総合対策などの各種支援制度の活用を 支援します。
- *2 有機農業推進アドバイザー:栃木県内で有機農業を志向する者からの相談先として栃木県が登録している県内の先進的な有機農業者。
- *3 有機農業指導員:国際水準の有機農業の取組や有機 JAS制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材。都道府県が育成。(基本方針、持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策事業実施要領より)

(2) 有機食品の流通・販売への支援

国産有機サポーターズとの連携による有機食品の販路拡大支援

- ・有機食品取扱者を対象に、国産有機サポーターズの周知と参加推進を図ります。
- ・農産物直売所・とちぎの地産地消推進店*5・大型スーパー等を対象に、国産有機サポーターズとしての取組を推進します。
- ・国産有機サポーターズと有機農業者・有機食品製造者のマッチングを進めるなど、 有機食品の安定供給体制の構築に努めます。

有機農産物販売店舗等情報の収集及び消費者への情報発信による需要喚起

- ・農産物直売所・とちぎの地産地消推進店・大型スーパー等における有機食品の取扱 等の情報を収集するとともに、消費者の購入に繋がりやすい売り場の工夫や有機食 品に係る表示等について推進します。
- ・消費者が有機食品を容易に入手できるようにするため、有機食品販売店舗等の情報 を、県ホームページ等で提供します。

学校給食等への有機食品の利用拡大推進

・市町や企業、有機農業者や有機食品製造者等関係者の意向を踏まえ、有機食品の学校給食等への利用推進を図ります。

有機食品の輸出(志向)者の取組支援

・有機食品の輸出に向けた、農業者等の有機JAS認証取得等の取組を支援します。

(3) 有機農業に対する消費者等の理解促進

有機農業者と消費者の交流機会の拡大推進

- ・有機農業者や有機農業を推進する団体等による主体的な消費者交流会等の開催を支援し、有機農業者と消費者の交流機会の拡大推進を図ります。
- ・有機農業者と消費者及び流通・販売業者等の交流の場を設定するなど、相互理解を 促進します。

SNS等を活用した有機農業が有する自然循環機能増進機能等の情報の発信強化

- ・県ホームページやSNS (Facebook 等)を活用した有機農業に係る情報発信により、 消費者や実需者の理解促進を図ります。
- ・食育や地産地消等の取組との連携による有機農業に係る情報の提供に努めます。

教育機関と連携した有機農業及び有機農産物の価値の理解促進

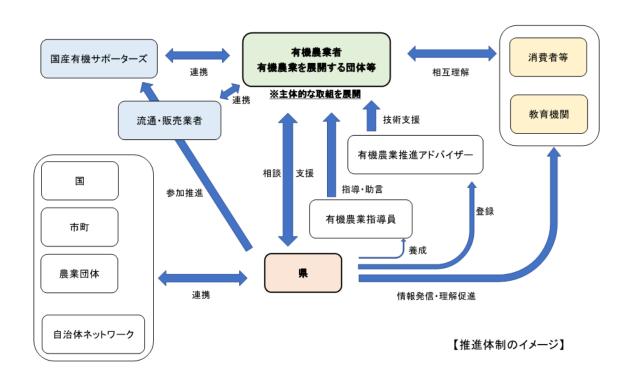
- ・幼稚園・保育園、小・中学校の児童・生徒等及び保護者向け資料の作成・配布等により、有機農業の持つ価値の理解促進を図ります。
- ・学校給食等への有機農産物の利用推進により、有機農産物に触れ、有機農業について考える機会の増加を図ります。
- *4 国産有機サポーターズ:農林水産省が、有機農業の更なる取組拡大に向け令和2年9月に立ち上げた、国産の有機食品の需要喚起の取組に協力する小売事業者及び飲食サービス事業者のプラットフォーム。また、その事業者。(農林水産省ホームページより)
- *5 とちぎの地産地消推進店:栃木県産農産物を使用した料理を提供している店舗や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、地産地消に取り組んでいる店舗。 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が登録。

4 推進体制

県は、有機食品の生産、流通、販売及び消費の拡大に必要な施策を、計画的かつ一体的に推進するとともに、有機農業者等による情報交換の場を設けることなどにより、有機農業者等の意向を踏まえた上で、推進計画に沿った取組を進めます。

有機農業者や有機農業を展開する団体等は、有機食品に対する消費者や実需者等の理解と関心が増進されるよう、自ら情報発信や体験・交流の場を設ける等、地域の実情に応じた取組を進めるものとします。

市町や農業団体、流通・販売業者等は、有機食品の生産、流通、販売及び消費動向等 に関する施策や情報を把握し、地域等における有機農業推進の取組を支援するものとし ます。



5 参考資料

(1) 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

最終改正:平成23年8月30日法律第105号

(目的)

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに 遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減 した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

- 第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が 重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者(以下「有機農業者」という。)その他の関係者と消 費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。
- 4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他 の措置を講じなければならない。

(基本方針)

- **第六条** 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。
 - 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- **4** 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならい。

(推進計画)

- 第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- **2** 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施 策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号) の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を加える。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(2) 有機農業の推進に関する基本的な方針(令和2(2020)年4月30日)

有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。)に基づき 策定・公表されてきた「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)は、我が国 の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じて いく基(もとい)となっている。

この基本方針について、近年の有機農業をめぐる国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進する観点から、以下のとおり変更する。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものである。

また、有機農業により生産される農産物やその加工品(以下「有機食品」という。)の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業施策上において重要である。また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響等の懸念に対しても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

今後、このような我が国の農業施策の推進に貢献する有機農業の特徴に鑑み、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、有機農業の生産拡大とともに、有機食品市場に対する国産の供給割合(以下「国産シェア」という。)の拡大が図られるよう、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進

近年、農業に新たに参入する者のうち約2割の者が有機農業に取り組むなど新たに有機農業に取り組むうとする者が相当数存在しているものの、有機農業では多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、有機農業の生産拡大に向けては、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事することができるよう人材育成に向けた取組を推進することが重要である。

また、有機農業の生産技術の共有化や有機食品市場への出荷の安定化等を円滑に進めるとともに、 有機農業を通じた地域振興につなげていくため、農業者その他の関係者が有機農業により生産される 農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、地方公共団体 や農業団体等と連携し、「有機の里づくり」などの産地づくりを推進することが重要である。

2 有機食品の国産シェア拡大に向けた取組の推進

国内外で拡大する有機食品市場に対する国産シェアの拡大を図るためには、消費者が更に容易に 国産の有機食品を入手できるよう、有機農業者や農業団体等と、有機食品の流通業者、加工業者、販売業者等実需者とが連携・協力することによって、

- ① 実需者等のニーズに即した広域流通(生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。)
- ② 地産地消(国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産され

た地域内において消費すること(消費者に販売すること及び加工することを含む。)をいう。以下同じ。)等の地域内流通(流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。)

③ 海外への輸出

等を推進し、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図ることが重要である。

また、有機農業者その他の関係者と消費者や実需者が連携し、

- ① 日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。)に基づく有機農産物等の表示への理解の増進や有機農産物等の適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する信頼の確保
- ② 食育、地産地消、産消提携(農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約(提携)を行い、 その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。)、農業体験学習又は都市 農村交流等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携
- ③ 有機農業の特徴についての消費者への訴求

等を通じ、有機農業に対する消費者の理解の増進及び国産品に対する需要の喚起を行うことが重要である。

3 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の 農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有 機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるよう取組を進めてきたところであり、今後も、地域の 実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産 される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業 推進法に定める基本理念及び本基本方針の第1の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、 有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

この需要見通し及び目標については、生産及び消費の変動の短期的な影響ではなく長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、10年後(2030年(令和12年))を目標年として設定する。

2 有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2009年(平成 21 年、約 1,300 億円)及び 2017年(平成 29 年、約 1,850 億円)の国内有機食品市場の推計額を前提に、2030年(令和 12 年)に 3,280億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030年(令和12年)に210億円と設定する。

3 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有

機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定する。有機食品の国産シェアは近年上昇しており、2017年(平成29年)では約60%(推計値)となっていることから、この上昇傾向を維持し、2030年(令和12年)には84%にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合で評価することとし、2017年(平成 29年)に17.5%であるこの割合を、2030年(令和12年)には25%に引き上げる取組目標を設定する。

(2) 有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機 農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2017年(平成 29年)には約 23.5千 ha となっており、需要見通し等を踏まえ、2030年(令和 12年)には 63千 ha とすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者の確保が不可欠であることから、人材育成に関する取組状況について有機農業者数で評価することとし、2009年(平成 21 年)に 11.8 千人であった有機農業者数を、2030年(令和 12 年)には 36 千人に増やす取組目標を設定する。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 施策の考え方

第2に示した目標達成に向けて各種推進施策を講じていく際には、有機食品を利用する消費者等に 分かりやすく、また、農業者にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。

コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が各国で行われており、これらの取組が、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があるとのエビデンスが近年明らかにされてきているところであり、有機農業を自然循環機能の増進や SDGs の達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、我が国においても、各国と同水準以上の有機農業を推進することが重要となる。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

こうしたことから、国は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機 JAS に定められた取組水準(以下「国際水準」という。)以上の取組を推進し、その支援に努めるものとする。

他方、有機農業の取組は、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組が画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから、有機農業に関する調査や技術開発等、民間団体等が有機農業の推進のために行う多様な活動については、国際水準に限らず幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする。

2 有機農業の生産拡大に向けた施策について

(1) 有機農業者の人材育成に関する施策

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者など新たに

有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む生産者に対し、以下のような人材育成の取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるように努める。

① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業向けの就農相談機会の設定、農業大学校や民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に引き続き努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、販路確保に資する有機 JAS 制度等に関する研修機会を提供すること等により、有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入のハードルを下げていくこととする。

② 有機農業の取組に対する施策

国は、地方公共団体を通じ、堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努める。

また、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術の講習など有機農業の技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努める。

さらに、国は、有機農業を行う際に必要な農地の地力向上のため、土壌専門家の活用や土壌診断データベースの構築等を推進し、科学的データに基づく土づくりを実施できる環境の整備を図るとともに、都道府県において、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導体制の整備が進むよう必要な支援に努める。

(2) 有機農業の産地づくりに関する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、集出荷の合理化、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・強化や取組事例の情報発信に努めるとともに、人・農地プランの実質化その他の地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構(農地バンク)の借受公募における有機農業ニーズの把握、耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

また、有機の里づくりなどの有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築、自治体と事業者等との連携の促進に努める。

3 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について

(1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について

消費者の需要が高度化し、多様化する中で、国内外で拡大する有機食品市場に対し我が国の有機

農業により安定供給を図っていくため、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取組を推進し、消費者や実需者が更に容易に国産の有機食品を入手できるような環境づくりに努める。

① 農産物の流通・加工・販売に関する施策

有機農業者や農業団体等に対し、有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費の動向等に関し、消費者や実需者との間で積極的な情報の受発信を行うよう促すとともに、有機食品に対する多様な需要を踏まえ、インターネットの利活用、外食・中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう、働き掛けに引き続き努める。

また、流通・加工・販売に関わる事業者や実需者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援や、有機農業で生産される農産物やその加工品の物流の合理化に向けた実証や成果の普及の取組など両者の一層良好な関係構築を通じて、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売り場が確保・拡大されるように働き掛けに引き続き努めるとともに、有機加工食品の規格及び取組事例等に関する講習会の開催や6次産業化や地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組を通じ、加工需要拡大に努める。

さらに、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点を育成・強化するとともに、集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備などの推進に努める。

加えて、海外での有機食品需要の高まりに対応し、有機食品の輸出に取り組む事業者の有機 JAS 認証取得、輸出向け商談等の推進に努める。

② 有機 IAS 認証を取得しやすい環境づくり

農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境づくりとして、農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS 法に基づく有機農産物の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号)等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働き掛けるとともに、有機加工食品の規格や取組事例に関する講習会の開催等を通じ、国産有機農産物の加工需要の拡大に向けた取組に努める。

また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機 JAS の制度に関する研修機会を提供する等により、新規参入者の技術的・経営的サポートに努めるとともに、都道府県を通じ、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める。

国は、認証の取得に係る手続の簡素化に引き続き努めるとともに、認証取得に関する各種情報提供など、有機認証を取得する際の農業者の負担が軽減されるよう努める。さらに、有機 JAS など関連する制度等について分かりやすく整理・体系化するとともに、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行う。

(2) 消費者の理解確保に向けた施策

国は、地方公共団体と連携し、また農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、我が国の有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、以下のような有機農業に対する消費者の理解の増進等の取組を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。

① 消費者の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じ、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に引き続き努める。その際、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き取り組む。また、JAS 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果の情報提供を行うこと等により、有機農業が、地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動(エシカル消費)につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める。

② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努める。その際、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動の促進、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の 共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

さらに、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、国内の有機農業の取組や国産の有機農産物に対する消費者の理解が得られるよう、国産の有機食品需要を喚起する取組の推進に努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業の取組等の研修や情報提供を行うこと等により、幅広い関係者が連携して有機農業の価値を消費者に分かりやすく伝える取組を展開できる環境づくりに努める。

4 技術の開発と普及の促進

国は、国立研究開発法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で、開発、実践されている様々な技術を探索するとともに、これらの者や団体等に対し、雑草対策等の有機農業の栽培技術や有機農業向けの育種など有機農業に関する技術開発、実践されている様々な技術の科学的な解明に取り組むよう引き続き働きかける。

また、都道府県等に対し、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、 地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立することや、新 技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう引き続き働きかける。

また、国及び地方公共団体は、有機農業の経営の安定に資するよう、例えば、土づくりや有機農業者が使いやすい栽培管理及び機械化技術等を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを国立研究開発法人、地域の試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

国及び地方公共団体は、全国各地の有機農業の取組実態や農業者の意向を踏まえ、地域条件への

適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及に引き続き努める。その際、農業者に指導及び助言を行うことができる人材の育成や生産現場における指導体制の整備の取組との連携が図れるよう情報共有に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に引き続き努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画(以下「推進計画」という。)の改正及び推進計画のより効果的な実施を働き掛けるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためネットワーク構築を推進し、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

国は、有機農業に関する全国の動向、有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等、有機農業に関する各種情報の収集、提供に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、有機農業・有機食品の生産、流通、加工、販売、消費の各段階の施策を担当する者の資質の維持・向上や有機農業に関する各種知見の習得に向け、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための情報の収集・提供等を含め、関係機関の連携の確保に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

また、国は、有機農業の推進に関する取組について、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携するため、全国的に、また、各地域において、有機農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

さらに、国は、有機農業に関する技術の研究開発についても、全国の研究機関等に加え、有機農業者を始めとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより効果的に技術開発を行うことが期待できることを踏まえ、全国、各地域において、国立研究開発法人を始め、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等と連携・協力し、研究開発に関する意見交換、共同研究等の場の設定、研究状況の把握、関係者間の情報共有など、研究開発の計画的かつ効率的な推進に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働き掛ける。

2 有機農業者等の意見の反映

国は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の状況を踏まえて施策等の検討を行うとともに、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努め、地方公共団体においても同様の取組が行われるよう働き掛ける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢や有機食品を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

この基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、10 年後(2030 年(令和 12 年))を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について随時確認するとともに、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。